

令和6年度市産材ベンチ製作業務委託仕様書

第1 業務の目的

盛岡市内の公共施設等に、盛岡市内の森林から産出した木材（以下「市産材」という）で製作したベンチを設置し、不特定多数の市民に触れてもらうことで、木製品の魅力を発信し、市産材の更なる利用促進を図る。

第2 履行期間

(自)契約締結日の翌日 (至)令和7年1月24日

第3 履行場所

別に指定する市内公共施設

第4 業務内容

1 木製ベンチの製作

(1) 材質等

ア 市産材とし、岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書（写し添付）により確認できること。

イ 設置後に狂いやねじれが生じないように乾燥材（含水率20%以下）を用いることとし、表面を滑らかに仕上げること。

ウ 木目を活かした塗装（保護剤等）を施すこと。

(2) デザイン等

ア 寸法

約1040mm（幅）×約450mm（高さ）×約450mm（奥行）

イ デザイン

デザインは、別紙設計図を基本とし、発注者と協議のうえ最終決定する。

ウ ベンチ座面の仕様

ベンチ座面の板（座板）については、角を丸く仕上げる加工とする。

なお、座面の傾斜の有無や座板の幅については、任意に設定して差し支えない。

エ ベンチ脚部の仕様

ベンチ脚部については、意匠登録第1669551号「ベンチ」（盛岡市）のデザインを基本とする。座面を支持する脚部は枠状とし、裏側から板をはめ込むことで、板が脚部に着脱可能となるよう作成すること。

なお、板のデザイン加工は不要とする。

(3) 数量

90台

- 2 納品場所及び日時
発注者と協議のうえ決定する。

第5 事業報告等

受注者は事業の進捗等に関する次の報告及び発注者による検査に協力しなければならない。

1 事業計画書

受注者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の事業計画書を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 随時の報告

本業務委託に関連し市が調査又は報告を求めた場合においては、受注者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出するものとする。

3 立入検査

委託業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

4 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に実施成果報告書を添えて提出し、検査等を受けること。

第6 業務委託料

1 委託料の支払い

委託料は、本業務委託が完了し、発注者が業務完了の確認を行ったのちに、受注者に支払うものとする。

2 前金払

受注者は経費支出計画書・支出実績に基づき委託料の前金払いを請求することができ、発注者は必要があると認める場合は前金払いをする。

第7 関係機関との連携

受注者は、業務を円滑に進めるため、市及び他の関係機関との連携を密に図ること。

第8 その他

- 1 受注者は、契約時に担当責任者を定め、責任を持って指示及び管理・運営を行うこと。
- 2 委託業務の実施に当たっては、発注者と事前に打ち合わせを行い、双方理解の上で実施すること。
- 3 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- 4 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務

上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。

- 5 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。